

「自動販売機設置事業者」募集仕様書

令和5年1月

1 募集物件

- (1) 募集物件 【別紙1】募集物件一覧表のとおり
 - ア 設置可能台数を超える台数の設置はできません。
 - ※ 設置場所は、【別紙2】自動販売機設置位置図のとおり
 - イ 契約期間中、最低1台は設置すること。
- (2) 自動販売機は、次に対応する機種とします。
 - ア ユニバーサルデザイン（障がい者や高齢者等に配慮したデザイン）であること。
 - イ ノンフロン対応機であること。
 - ウ タイマーによる電気調整が可能なものであること。（休館日や開館日の時間外等については、自動販売機の照明を消灯する。）
- (3) 販売価格は標準的な小売価格（定価）以内とします。
- (4) 以下の安全対策を実施することとします。
 - ア 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付規準（清涼飲料自販機協議会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、本協会の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負います。
 - イ 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めてください。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合、本協会の責めに帰することが明らかな場合を除き、本協会はその責めを負いません。
 - ウ 「食品、添加物の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くしてください。
- (5) 自動販売機は、自動販売機設置位置図に指定した外形寸法を超えないものを設置してください。
 - ※ 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
 - ※ 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
設置場所等の確認については、事前に本協会にご連絡ください。
- (6) 設置にあたり、本協会が施設管理上必要な指導をしたときはそれに従ってください。

2 貸付期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年）

ただし、貸付期間の満了前でも、福知山市スポーツ協会が施設の用途又は目的のために必要が生じた場合は、自動販売機の設置等に関する契約を解除することがあります。

3 自動販売機設置事業者が負担すべき費用

- (1) 貸付料
物件ごとに設置事業者として決定した者が見積もった価格に消費税等を加算した額をもって年間貸付料とします。

設置事業者は福知山市スポーツ協会が発行する請求書により、指定する期日までに全額を支払ってください。

契約解除をする場合、解除をする年度に係る貸付料については、全額を支払いいただき、返還しません。

※ 設置事業者から契約解除する場合は、解除しようとする日の3か月前までに書面による申出が必要となります。

契約解除後の貸付料は、発生しません。（貸付期間 令和5年度～令和7年度の場合）

例1 令和5年11月3日以前に「令和6年2月3日に契約解除したい。」との申し出をした場合。

令和5年度の貸付料は返還しない。

令和6年度、7年度の貸付料は発生しない。

例2 令和6年1月5日以前に「令和6年4月5日に契約解除したい。」との申し出をした場合。

令和6年度の貸付料は返還しない。（令和6年度の貸付料は徴収する。）

令和7年度の貸付料は発生しない。

ただし、本協会の都合により解除する場合は、月割計算するものとします。

(2) 光熱水費

設置事業者の負担とし、本協会と精算方法等について協議の上、支払いしてください。

(3) 自動販売機の設置にかかる費用（電気工事費用を含む。）及び、撤去時の原状回復費用、空き缶等のごみ処理費用。

4 貸付条件

(1) 維持管理責任

ア 商品管理、補充、売上金回収、つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。又、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は、協定書等の写しを提出すること。ただし、上記の全てを他の者に委託することはできない。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で分別回収タイプの回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、処分するとともに周囲の清掃を行うこと。

ウ 自動販売機利用者のクレームに対しては、設置事業者の責任において迅速に対応すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図ること。

オ 自動販売機を設置するにあたり、据付面を十分に確保し地震等に対する安全措置を講ずること。

カ 本協会の責めに帰すことが明らかな場合を除き、事故については設置事業者が補償すること。

キ 本協会の責めに帰すことが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故、破損

事故等に関しては、設置事業者がその責めを負う。

ク 設置事業者は自動販売機が毀損、汚損又は紛失した場合は、速やかに復旧するとともに、復旧に係る経費については設置事業者が負担すること。

(2) 本協会との協議

設置事業者は次の項目について本協会と協議し、本協会の指示に従うこと。

- ア 使用済容器・ごみの回収方法について
- イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について
- ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について
- エ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について
- オ その他、協議が必要な事項について

(3) 不可抗力

地震、洪水、台風等の天災や火災、感染症、疫病等の不可抗力により、本契約内容の履行が不可能となったときは本協会、設置事業者双方その責めを負わないものとします。

また、これら不可抗力を原因として、施設を休館し設置事業者の飲料販売の目的を達することができなくなったときは、設置事業者の請求により休館期間に相応する貸付料を設置業者に返還します。※電気使用料については、休館期間分を考慮せず徴収します。

(4) 貸付契約の解除

- ア 福知山市又は、国若しくは他の地方公共団体が、公用又は公共の用に供するために貸付物件を必要とする場合において、貸付部分が支障となるとき。
- イ 設置事業者が、貸付条件に違反したとき。
- ウ 設置事業者が本事業を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- エ 設置事業者の信用が著しく失墜したと福知山市スポーツ協会が認めるとき。
- オ 設置事業者が貸付料、その他必要な費用の負担義務を履行せず、福知山市スポーツ協会の催促にも関わらず納入期限を3か月以上経過してもなお履行しないとき。
- カ 設置事業者がその債務の履行を拒否し、又は設置事業者の責めに帰すべき事由によって設置事業者の債務について履行不能となった場合
- キ 設置事業者から解除しようとする日の3か月前までに書面により契約解除の申し出があったとき。
- ク 不可抗力により契約の継続が困難と判断した場合

(5) 契約解除による違約金

- ア 設置事業者は、(4)各号の規定により本貸付契約を解除されたときは、福知山市スポーツ協会に対して違約金として貸付料の10%を支払うものとする。ただし、(4)ア及び(4)クに該当する場合はこの限りではない。
- イ 次に掲げるものがこの契約を解除した場合は、(4)カに該当する場合とみなす。
 - (ア) 設置事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (イ) 設置事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (ウ) 設置事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- ウ (5)アの規定は、福知山市スポーツ協会に(5)アに規定する違約金の額を超える損

害が生じた場合において、当該金額を超える部分の賠償を請求することを妨げるものではない。

(6) 原状回復

契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに設置事業者の責任において貸付箇所を原状に回復しなければならない。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を福知山市スポーツ協会に請求することができない。

(7) 売上数等の報告

設置事業者は、設置した自動販売機の売上数及び売上額について、福知山市スポーツ協会の指定する日までに福知山市スポーツ協会に書面で報告すること。

5 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに借受申込みの手続きを行わなかった場合
- イ 設置事業者が募集に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- ウ 設置事業者が本協会に対して求められた報告をしない場合又は、虚偽の報告をした場合
- エ その他、設置事業者が本件貸付けの相手方として不相当と認められる場合

6 その他

- (1) 施設利用者数や開館時間等については、本協会に問い合わせることができる。
- (2) 令和5年4月10日(月)までに、貸付け物件に承認を受けた自動販売機を設置すること。
- (3) 売り上げ実績等(令和3年度販売実績)

【別紙1】募集物件一覧表のとおり